

横浜市公園公民連携推進委員会運営要綱

制定 平成30年 3月19日 環創管第1121号（局長決裁）

最近改正 令和 6年 3月18日 環創総第987号

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市公園条例（昭和33年 3月31日横浜市条例第11号。以下「条例」という。）第34条に基づき、同条に規定する事項を適正に実施するため、横浜市公園公民連携推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第2条 委員会は、条例第34条第1項に規定する次の事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 公園における公民連携に関する基本方針
- (2) 公募設置等指針に示す評価基準
 - ア 事業の実施方針
 - イ 事業実施体制
 - ウ 施設の設置計画
 - エ 施設の管理運営計画
 - オ 事業計画
 - カ 価格提案
 - キ その他必要と認められる事項
- (3) 設置等予定者の選定及び次点候補者（設置等予定者を設置等管理者として許可できない事情がある場合において、当該許可できない予定者に代わって設置等予定者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (4) その他市長が必要と認める事項

（報告）

第3条 委員会は、設置等予定者の選定（次点候補者の決定を含む。）を行ったときは、当該結果を速やかに市長に報告するものとする。

(委員)

第4条 条例第34条第2項に定める委員は、次に掲げる分野から市長が任命する。なお、学識経験者2人以上を含むこととする。

- (1) 造園分野
- (2) 都市計画・まちづくり分野
- (3) 経営・財務分野
- (4) その他市長が必要と認める分野

2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。

3 委員の氏名及び役職等は公募の要項等に記載する。

4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員又は専門委員)

第5条 条例第34条第3項に定める臨時委員又は専門委員は、市長が任命する。

2 臨時委員又は専門委員は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときは解任されるものとする。

(委員の責務)

第6条 委員は、条例第34条第1項に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、条例第34条第1項第2号の応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

4 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

(委員の除斥)

第7条 委員及び臨時委員又は専門委員は、自己又は自己と密接な関係のあるものに直接利害関係を有する事項を審議する場合は、その審議に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを1年とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第9条 委員会には委員の互選により定めた委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後、第9条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第11条 委員会は、必要と認める場合には、作業部会を置くことができる。

(会議の公開)

第12条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、みどり環境局戦略企画課において行う。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第10条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

(施行期日)

3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

（会議の公開）

第31条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合